

相続対策のステップ



より良く生きることにつながる!

プロが教える! 遺言とお墓のポイント

各分野の専門家たちがよくある遺言の問題を解説します

〈監修者〉



弁護士
ななぶ りょうた
楠部 亮太
楠部法律事務所 代表弁護士

不動産、事業の承継等、遺言・相続に関する様々な法律相談を手掛ける。



弁護士
なかがわ さき
中川 紗希
abri(アプリ)新宿総合法律事務所 代表

東京弁護士会 遺言・相談部会所属。遺言・相続の相談やトラブル対応まで幅広く対応している。



税理士
ひらたくみこ
平田 久美子
平田久美子税理士事務所 代表

相続税の申告・相談に数多くの実績がある。相続関連の著書も多数執筆。CFP® 1級FP



ファイナンシャルプランナー
はたなか まさこ
畠中 雅子

30年以上多くの相談業務を行っており、家庭向けの的確な生活設計アドバイスが好評。高齢者の問題にも詳しい。

〈取材協力〉

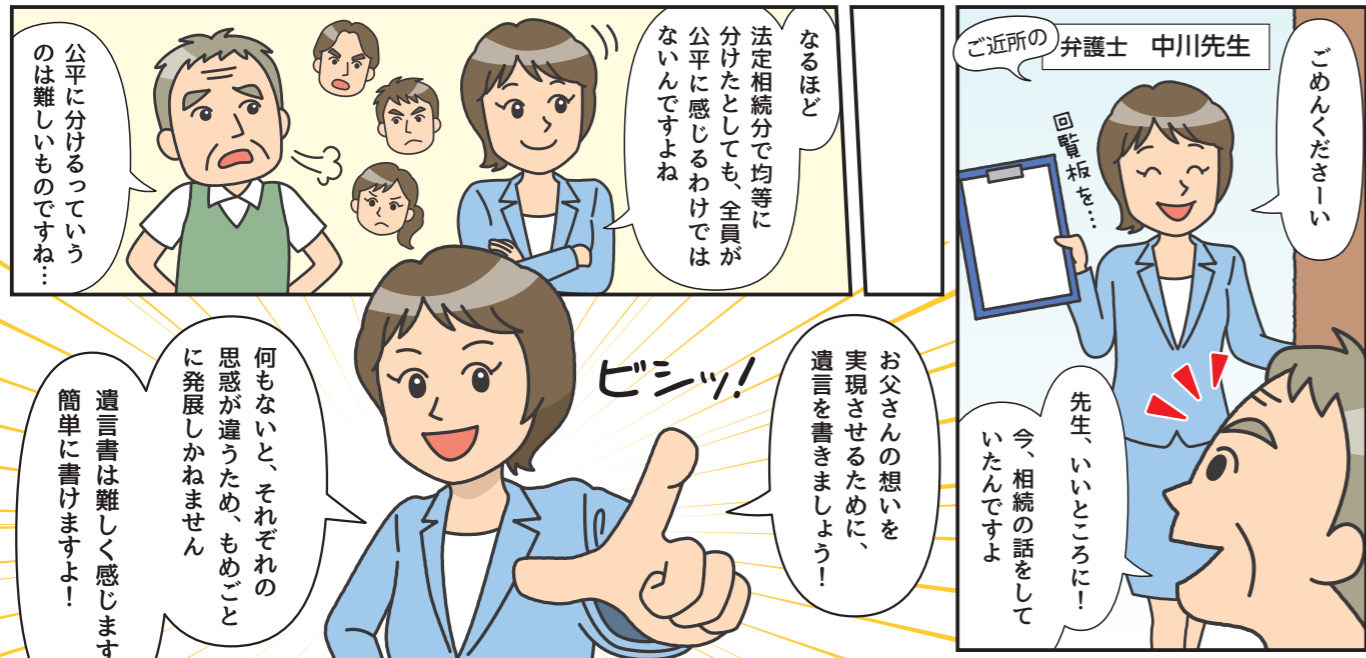
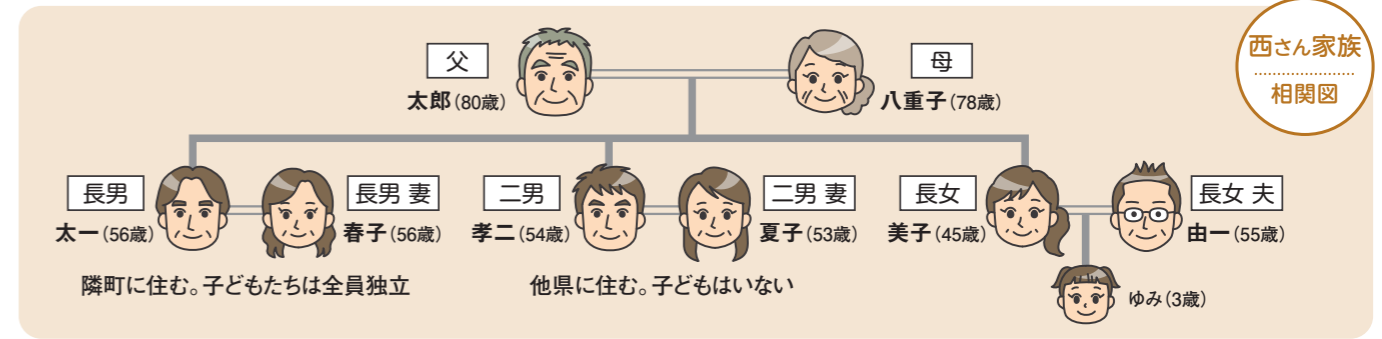
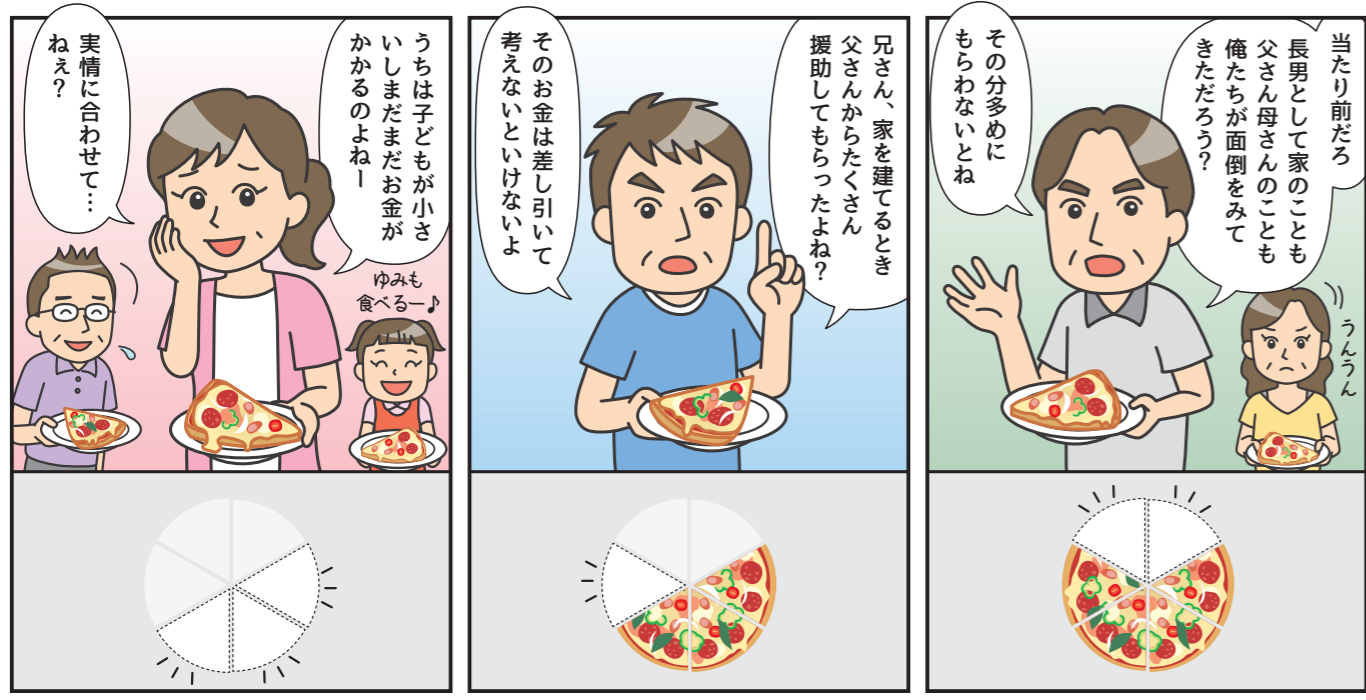
○この本に登場するすべての事例・住所や氏名などはいずれも架空のものであり、実在の人物等とは関係ありません。
○実際の相続等の案件については、法務局・税務署、弁護士・税理士・FP等の専門家にご確認ください。

目次

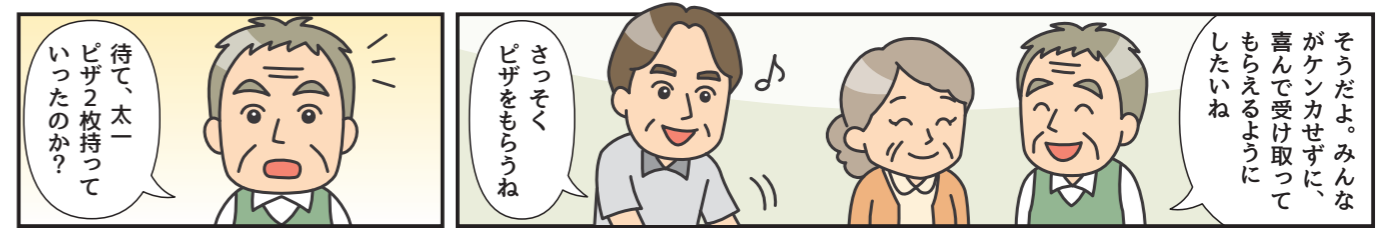
遺言とお墓の新常識とは	1
マンガ 仲よし家族でも相続となると話は別!	4
遺言や相続の基礎的知識	6
マンガ 夫が亡くなった後の妻の生活を守るには	8
マンガ 子に等分に分けたつもりなのに争いが起きた!	12
家族が争わずに遺産分割するには	14
円満な相続の遺言書例	16
願いをかなえる遺言書1「財産・家族」	18
File No. 1 遺言はいらなと思ってた	20
File No. 2 本当にあげたい人に財産を渡したい	22
File No. 3 前妻の子が取り分を主張すると家を出されてしまう	24
File No. 4 遺言書がないと遺産分割できない?	26
File No. 5 フリーターの娘が心配	28
File No. 6 息子と同居するための遺言書を書きたい	30
File No. 7 独り身なので財産の行方が不安	32
File No. 8 認知症の父の財産が危ない	34
コラム 成年後見制度/信託制度	36
インタビュー 知っておきたいお墓と葬儀のこと	41
終活とお金の準備	46
コラム お墓と葬儀の税金	48
願いをかなえる遺言書2「埋葬」	50
File No. 9 先祖の墓には入れず樹木葬にして	52
File No. 10 おひとり様のペット問題	55
マンガ 父の財産が他人に渡ってしまおう!	56
残念な遺言書にしないために	60
納得できる遺言書を書くコツ	64
File No. 11 思い出の詰まった家を売らずにすんだ?	66
File No. 12 一家が支払う相続税をできるだけ少なくする考え方	68
File No. 13 借金がある家族から財産を守るには	70
File No. 14 事業の後継者に財産を継がせるには	72
File No. 15 子のない妻にマンションを残したはずが無効に?	74
File No. 16 孫に残す遺言書の書き方とは	76
コラム 遺言書を書いてもらうには	80
遺言書を書いてみよう	82
1 財産チェックリスト	83
2 実際に記入してみよう	84
3 家族関係図を書いてみよう	85
4 遺言の方法を考えてみよう	86
5 自筆証書遺言とは	87
6 遺言書に書いておくことよい事項など	88
7 自筆証書遺言 記載例	89
8 公正証書遺言	90
9 遺留分とは	92
相続税について	94
1 相続のスケジュール	95
2 相続税の計算の仕方	96
3 相続税を軽減する特例	97
遺言の相談はどこに?	98

法定相続分が公平とはいえない？

仲よし家族でも相続となると話は別!?

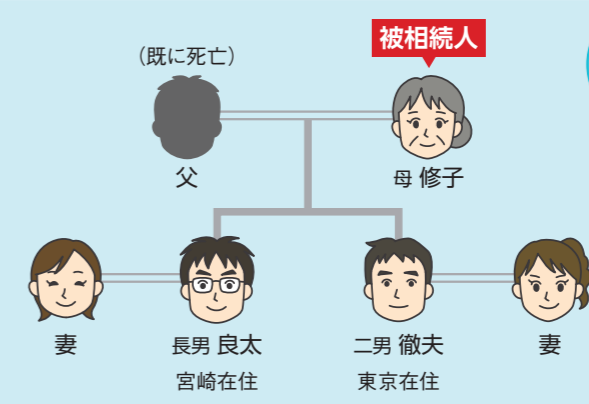


法定相続分
 相続人が配偶者と子3人の場合
 配偶者 $\frac{1}{2}$ 子 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ ずつ
 子 $\frac{1}{6}$ 子 $\frac{1}{6}$ 子 $\frac{1}{6}$ 配偶者 $\frac{1}{2}$
 まあおいしそう！
 いやいや母さん、
 これはあくまで
 目安だよ
法定相続人とは
 法律で定められた相続人のこと。
 被相続人(亡くなった方)の配偶者は常に
 相続人。被相続人に子がある場合には配偶
 者と子が相続人となる。(P6)
法定相続分とは
 法律で決められた相続人の取り分のこと。
 遺言や遺族の話し合いで変更することが可
 能。(P6)



本当にあげたい人に財産を渡したい

吉田家
相関図



母・修子の相続財産

土地・戸建て	合計	約3,100万円
マンション	合計	約4,900万円
アパート	合計	約6,000万円
預金 A銀行	約1億1,000万円	
B銀行	約2億円	
合計		約4億5,000万円

言われるまま書いた遺言書

とは一度もない。

良太が受話器を取ると、母の修子が「私、だまされたみたい」と涙混じりで訴える声があった。数年前まで、修子は宮崎で良太家族と元気に暮らしていた。ところが、ある日、原因不明の難病にかかった。途方に暮れた修子へ、助け舟を出したのは二男の徹夫だった。

「いい病院があるから東京へ」
徹夫の家に着くと、徹夫の嫁は一枚の紙を修子に差し出した。
「これからずっと私はお義母さんの面倒をみますから」と、その代金として月々五万円の支払いに加え、全財産を徹夫に相続する遺言書を書けというのだ。断ったら、病院に行けないと修子は言い含められ、無理やり納得させられてしまったのである。

ところが、毎日、二男の妻は家で「ごころするばかり。修子は二男の妻に病院に連れていってもらったこ

遺言書は何度でも撤回や書き直しができる

修子さんにしてみれば、友達もなく、言葉も違う環境に連れていかれたうえ、診察も思うように受けられない。なのに、全財産を二男に奪われると思うと残念でならないでしょう。宮崎にいたときは、長男家族が修子さんの世話をしっかりとしていました。本当は、修子さんは長男にも財産を残したいのです。

遺言書は一度書いてしまうと、ずっと有効だと考える人もいます。しかし、何度でも書き直すことができます。遺言書が二通以上出てきたときは、日付の新しいものが有効となります。ただ、前の遺言書と新しい遺言書の両方が残っていると、どちらが有効かでもめることがあります。前の遺言書は処分しましょう。また、修子さんであれば二男家族

に新しい遺言書は見せたくないはず。タンスの奥にしまっておいて、亡くなった後に遺言書を見つけてもらえず、無駄になることも考えられます。公正証書遺言（P7）を作成することを検討するのも一案です。また、民法改正で、（2020年7月10日以降は）法務局で手書きの遺言書も預かってもらえるようになります。遺言者（修子さん）が生きている間は、遺言者以外は遺言書の閲覧はできません。手続きとして保管申請が必要であるものの、二男夫婦に見られるとか、しまった場所を忘れるといった心配がなくなるのでおすすめです。

自筆証書遺言を法務局に預けるも一つのメリットは、検認（左記）が不要になることです。家族が遺言書を見つけたあと、開封するには、家庭裁判所での検認が必要で、これには、相続人全員の戸籍謄本などを用意しなければなりません。しかし、法務局に保管すると検認手続きは不要になります。

遺言書

1. 2018年3月31日付で作成した自筆証書遺言を全部撤回する。
2. 私が持っている別紙1の財産（A銀行の預金）を、二男徹夫（昭和52年/2月/日生）に相続させる。
3. 私が持っている別紙2の財産（不動産とB銀行の預金）のほか、別紙1、2以外の一切の財産を長男良太（昭和50年/2月/日生）に相続させる。
4. 私はこの遺言の遺言執行者として長男の良太を指定する。

自筆証書遺言

「自筆証書遺言」とは、自分で書いた遺言書を指します。このほか、公正証書遺言など、遺言書は全部で3種類あります。
(→遺言書の種類P7)

全部撤回する

前の遺言を撤回する旨、意思表示をします。

遺言執行者

遺言執行者とは遺言の内容を実現する人のことです。相続財産を管理し名義変更などの各種の手続きを行います。遺言の内容を相続人に通知するといったことも担います。信頼できる人を遺言執行者に指定しておくといでしょう。指定された人は辞退することも可能です。

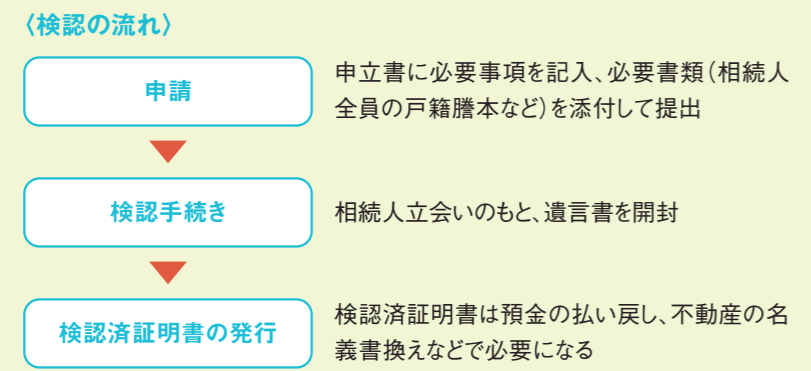
20XX年7月/日
東京都墨田区向島南5/ー2
吉田 修子

20XX年7月1日
遺言書が何枚も見つかったときは、日付の新しいものが有効となります。

※別紙は省略。

検認しないと預金の払い戻しができない？

遺言書を発見した場合、相続人は家庭裁判所へ遺言書を提出して「検認」の請求をしなければなりません。



弁護士よりひとこと /

プロにまかせて、もめごとを避ける！

長男には、遺言執行者に指定したい旨、書き直した遺言書を法務局に預けたこと（2020年7月10日以降）を伝えておくといでしょう。

また、遺言執行者には弁護士などを選任することもできます。もめごとが起こりそうなケース、名義書換えなどの手続きが煩雑、相続人の負担を少しでも軽くしたいときなど、プロに任せて安心を得ましょう。

願いをかなえる遺言書1

願いをかなえる遺言書2

残念な遺言書にしないために

遺言書を書こう

相続税について